

(平成30年1月15日現在)

平成29年度 議会基本条例検討会 進捗状況

【報告者】議会基本条例検討会座長 片渕 卓三

1 議会基本条例検討会委員（9名）

座長	副座長	検討委員			
片渕 卓三	秋田 進	川村 つよし 丸山 幸子	さかえ 章演 みとべ 茂樹	篠田 一彦 森 和実	武田 なおき

2 進捗状況

日 程 等	議 題	検 討 結 果
【議会基本条例条文（案）】		
第1章	総則（第1条 目的）	
第2章	議会及び議員の活動原則（第2条 議会の活動原則、第3条 議員の活動原則、第4条 会派）	
第3章	市民と議会の関係（第5条 会議の公開、第6条 市民参加・市民との連携、第7条 議会報告会、第8条 広報・広聴、第9条 請願・陳情）	
第4章	議会と行政の関係（第10条 議員と市長等の関係、第11条 議会審議における論点情報の形成、第12条 予算及び決算の施策説明、第13条 議決事件の拡大）	
第5章	議員間討議の実施（第14条 議員間討議の実施、議会の合意形成）	
第6章	委員会の活動（第15条 委員会の活動）	
第7章	議会改革（第16条 議会改革、第17条 議会のあり方検討会の設置）	
第8章	政務活動費（第18条 政務活動費に関する透明性の確保）	
第9章	議会機能の充実強化（第19条 議会事務局の体制、第20条 議会図書の実充、第21条 議員研修）	
第10章	議員の政治倫理（第22条 議員の政治倫理、第23条 議員定数、第24条 議員報酬）	
第11章	災害時の対応（第25条 大災害時の議員対応の取り決め）	
第12章	検証及び見直し手続き、条例の位置付け（第26条 検証及び見直し）	
	（その他）非核平和都市の推進、健康都市の推進、提携自治体との関係推進	

日 程 等	議 題	検 討 結 果
<p>実施済 第 1 回</p>	<p>6 月 27 日（火） 10：45～ 第 2 委員会室</p> <p>1 議会基本条例検討会の立ち上げにあたって 2 検討事項、検討会の進め方について （1）本市における議会基本条例の形について （2）現行の申し合わせ事項と議会基本条例について （3）先進市議会の議会基本条例について （4）議会基本条例の策定までの工程について 3 その他</p>	<p>1 座長（議長）から議会基本条例検討会立ち上げにあたり、約 1 年間（月 1 回）をかけ、条例制定に向けて検討していきたい旨の説明があった。 2 今後の進め方と前文、条文（項目）について、7 月 24 日（月）までに各会派の意見をとりまとめていただくよう依頼。 次回は 8 月 1 日（火）に開催することとした。</p>
<p>実施済 第 2 回</p>	<p>8 月 1 日（火） 9：30～ 第 2 委員会室</p> <p>1 議会基本条例について （前文、キーワード、条文に盛り込む項目、進め方） 2 その他</p>	<p>1 各会派から出された前文、キーワード、条文に盛り込むべき項目、進め方について確認を行い、8 月 18 日（金）までに意見をとりまとめていただくよう依頼。 正副座長、議会運営委員長案の素案を作成し、提示することとした。 2 今後の進め方について協議を行い、平成 30 年 12 月施行を目標とすることとした。次回は、条文の正副座長案をもとに第 1 章・第 2 章について協議することとした。 次回は 8 月 29 日（火）に開催することとした。</p>
<p>実施済 第 3 回</p>	<p>8 月 29 日（火） 10：30～ 第 2 委員会室</p> <p>1 議会基本条例の条文の検討について （前文、第 1 章・第 2 章の検討） 2 その他</p>	<p>1 各会派から出された前文について確認を行った。 正副座長、議会運営委員長案条文の第 1 章・第 2 章について協議を行った。 第 1 章第 1 条（目的）の「市勢の発展」と「市政の発展」で意見が分かれたため、次回、他の条文も含め検討することとした。 解説付き条文の作成について要望があったため、正副座長、議会運営委員長案として、次回、配付することとした。 2 次回は 9 月 25 日（月）に開催することとした。</p>

日 程 等	議 題	検 討 結 果
<p>実施済 第 4 回</p>	<p>1 議会基本条例の条文の検討について (第 1 章・第 2 章の振り返りと第 3 章の検討) 2 その他</p>	<p>1 正副座長、議会運営委員長案条文の第 1 章・第 2 章の振り返りと第 3 章について協議を行った。 前回、意見の分かれた第 1 章第 1 条(目的)は、「市勢の発展」と「市政の発展」は再度、意見が分かれたため検討を見送ることとした。 第 2 章第 2 条(議会の活動原則)第 4 号の「合意形成を目指すこと」に対し、多様な意見があり、合意できないこともあるという意見があった。一方、合意という結果ではなく、合意を「目指すこと」は問題ないとの意見があった。 第 3 章第 5 条(会議の公開)第 1 項の「公開するものとする」を「公開する」とし、条文全体をできるだけシンプルにした方がよいとの意見があり、次回、他の条文も含め検討することとした。</p> <p>2 今後のスケジュール(案)を配付し、確認を行った。 次回は 10 月 26 日(木)に開催することとした。</p>
<p>実施済 第 5 回</p>	<p>1 議会基本条例の条文の検討について (第 3 章の振り返り、第 4 章及び第 2 3 条(議員定数の検討) 2 その他</p>	<p>1 <u>次年度も同メンバーで検討を継続することを確認。次年度の正副議長はオブザーバーとして参加。</u> 第 3 章の振り返り、第 4 章及び第 2 3 条(議員定数)の検討)について協議を行った。第 2 3 条の検討は次回検討することとした。 第 4 章第 10 条(議員と市長等の関係)第 1 項の議員と市長等の関係に「緊張関係」を入れる必要があるかどうか意見が分かれたため、正副座長、議会運営委員長が内容を整理し、次回、他の条文も含め検討することとした。</p> <p>2 次回は 11 月 27 日(月)に開催することとした。</p>

日 程 等	議 題	検 討 結 果
<p style="text-align: center;">実施済 第 6 回</p>	<p>11 月 27 日 (月) 13 : 30 ~ 第 2 委員会室</p>	<p>1 議会基本条例の条文の検討について (第 4 章の振り返り、第 5 章から第 7 章及び第 2 3 条 (議員定数) の検討)</p> <p>2 その他</p>
<p>1 正副座長、議会運営委員長案条文の第 4 章の振り返り、 第 5 章から第 7 章及び第 2 3 条 (議員定数) の検討について協議を行った。 前回、第 4 章第 1 0 条 (議員と市長等の関係) 第 1 項の 議員と市長等の関係の正副座長、議会運営委員長案を示したところ「緊張関係」を入れることで認め合った。 第 5 章第 1 4 条 (議員間討議の実施) 第 1 項「議員間の 討議を中心とした」を「議員による議論の場であることを 認識し、議員間の討議による」とした方がよいとの意見があり、次回、他の条文も含め検討することとした。 第 2 3 条 (議員定数) については、別に定めるとしては どうかとの意見があり、第 2 4 条 (議員報酬) と一緒に次回以降検討することとした。 2 次回は 1 月 1 5 日 (月) に開催することとした。</p>		
<p style="text-align: center;">実施済 第 7 回</p>	<p>平成 3 0 年 1 月 1 5 日 (月) 1 0 : 4 5 ~ 第 2 委員会室</p>	<p>1 議会基本条例の条文の検討について (第 5 章から第 7 章及び第 2 3 条 (議員定数) の振り返り、第 2 4 条 (議員報酬)、第 8 章及び第 9 章の 検討)</p> <p>2 議会基本条例の前文 (案) の検討について</p> <p>3 その他</p>
<p>1 正副座長、議会運営委員長案条文の第 5 章から第 7 章及び 第 2 3 条 (議員定数) の振り返り、第 2 4 条 (議員報酬)、 第 8 章及び第 9 章の検討について協議を行った。 第 2 3 条 (議員定数) 及び第 2 4 条 (議員報酬) は委員 の意見を反映し、第 2 項は「別に定める」を入れることとした。 第 9 章第 1 9 条 (議会事務局の体制) の文末を「な ければならない」の義務規定とすることで認め合った。 2 議会基本条例の前文 (案) の正副座長、議会運営委員長 (案) を示し、各会派で検討していただくよう依頼した。 3 検討期間が不足するため、1 月遅らせるスケジュールと し、合意を得た。次回は 2 月 1 9 日 (月)、3 月 2 2 日 (木)、 第 1 0 回は 4 月 1 3 日 (金) に開催することとした。</p>		

日 程 等		議 題	検 討 結 果
第 8 回	2 月 19 日 (月) 13 : 30 ~ 第 2 委員会室	1 議会基本条例の条文の検討について (第 8 章及び第 9 章、前文の振り返りと第 10 章から 第 12 章の検討) 2 その他	
第 9 回	3 月 22 日 (木) 13:30 ~ 第 2 委員会室	1 議会基本条例の条文の検討について (第 10 章から第 12 章の振り返りと前文を含めた 条文全体の検討) 2 その他	
第 10 回	4 月 13 日 (金) 13:30 ~ 第 2 委員会室	1 議会基本条例の最終確認 2 その他	
/	5 月上旬 ~ 5 月中旬	●例規審査委員会による確認	
/	6 月上旬 ~ 6 月中旬	●パブリックコメント 実施予告	
/	7 月上旬 ~ 7 月下旬	●パブリックコメント 素案の公表・意見の募集	
/	8 月	●パブリックコメント 考え方の公表	
/	9 月 ~ 10 月	●まとめ	
/	12 月定例会	●議案提出⇒条例施行	

※今後の予定については、会議の進行状況により変更となることもあります。